

自立活動について

1 自立活動とは（学習指導要領より）

～特別支援学校において特別に設けられた指導領域～

小・中学校の教育課程は、生活年齢に即して段階的に進められますが、障害のある児童生徒の場合、心身の発達や学習の進み方に様々な個人差があります。そのため、年齢に応じた指導だけではなく、それぞれの障害特性に基づいた支援が必要です。

内容は、一人一人の課題に応じて個別化され、他の教科や学校生活全体の基盤となる力を育てる役割を担っています。例えば姿勢や運動、感覚の調整、注意の向け方、対人関係・コミュニケーションの形成、情緒の安定、日常生活に必要なスキルの獲得などを目指して指導が行われます。

このように特別支援学校では、小・中学校と同様の各教科等に加えて特に自立活動を教育課程の中に位置づけることで、児童生徒の調和のとれた育成を目指しています。

2 自立活動のねらい（学習指導要領より）

「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」ことです。

3 自立活動の内容 ＜6つの区分 27 項目＞（学習指導要領より）

①健康の保持

生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示しています。

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

②心理的な安定

自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から内容を示しています。

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する こと。

③人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点から内容を示しています。

- (1) 他者とののかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

④環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示しています。

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

⑤身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から内容を示しています。

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

⑥コミュニケーション

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示しています。

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

4 自立活動の指導

本校における自立活動の指導は、授業時間を特設して行う自立活動の「時間における指導」とともに学校の教育活動全体をとおして行っています。